大阪府知事

　松井　一郎　様

「放課後児童クラブ等の送迎に係る早出遅出勤務の変更について（提案）」

に対する府労連の態度について

2015年7月7日、大阪府当局は府労連に対し、放課後児童クラブ等の送迎に係る早出遅出勤務の対象を、「小学校1年生から3年生までの子を育てる職員」から「小学校に就学している子を育てる職員」へ、送迎する子の対象年齢を引き上げることを提案した。

これは、今年6月の府労連夏季闘争において、児童福祉法の改正により今年4月から「放課後児童クラブ（学童保育）」の児童の対象年齢が「小学校6年生まで」とされていたことから、大阪府においても実施するよう府労連は求め、人事局長との団体交渉において府当局は、「9月から実施する」と回答していた。

今回の提案は、この回答に基づくものである。

児童福祉法改正に至る経過については、以下のとおりと認識している。

１）少子化が進むなか、2008年の「社会保障国民会議最終報告」において、「仕事と家庭の両立支援」と「子育て支援の充実」を車の両輪として取り組むことが重要と指摘された。

２）これを受け、『社会保障と税の一体改革』において、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が現行の3経費（年金、医療、介護）から4経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に拡大された。

３）子ども・子育てについては、2014年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」において、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るとしており、放課後児童クラブもその一つとして位置付けられている。

４）具体的には、児童福祉法の改正（2015年4月施行）により、施設・設備の設置基準や指導する者の資格や配置基準等が定められるとともに、事業の対象年齢については「10歳程度」までとされていたものが、「小学校6年生まで」とすることが明確化された。

５）放課後児童クラブは1997年の児童福祉法改正により法定化されたが、その後クラブ数・登録児童数は年々増加している。

以上の経過を踏まえ、提案内容は職員のワークライフバランスの推進に資することから、府労連は提案内容を了解する。実施にあたっては、法改正の趣旨に基づき、地域・職員・児童の実情に応じた子ども・子育て支援の充実に適うよう運用していただきたい。

2015年7月29日

大阪府労働組合連合会

執行委員長　楠本　匡